

幼稚園保姆の實質

——幼稚園令に基いての考案——

倉橋惣三

一
幼稚園令の制定について、最大の急務は幼稚園保姆の實質の問題である。

新幼稚園令は、保姆の資格を高めた。従來の、小學校准教員標準に比して、たしかに高上である。のみならず、小學校の本科正教員以上の資格といふことは、國民普通教育者の標準資格といふことであつて、幼稚園教育者としても、極めて合理的な標準である。また、之によつて、従來幼稚園保姆が教育者として國家から受けて居た差別的待遇の不條理も、理論的に解決せられた譯である。こゝに吾人は最大の満足を感じるものであるけれども、それは、法令が與ふる理論的形式の解決であつて、幼稚園教育者としての内容實質の問題としては、尙ほ多くの考慮すべき點が残つてゐるのである。

二

保姆檢定は無試験檢定と試験檢定とに分たれ、試験檢定は、修身、教育、保育、國語、算術、歴史、地理、理科、圖畫、手工、音樂、體操、裁縫の各科目に就き、尋常小學校本科正教員の試験檢定の程度

に準じ之れを行ふ(幼稚園令第十一條)となつて居る。而して、此の各科目の擧げられてある意味は、幼稚園教育者の普通學に關する教養と、教育者としての特殊教養とを併せ要求せられてゐるのである。その普通學的教養については、小學校教育者に於ける如く、必ずしも教材取扱上の直接の必要に於て要求せられてゐるものではないとしても、尋常小學校本科正教員が有すべきほどの知識程度は、當然具備すべきものといふ意味である。

此の點に關しては、今日の實際問題としては、多く論すべき事もないのであるが、時に、往々にして、幼稚園教育者は、たゞ熟練なる幼兒生活指導者であれば、格段、學科的知識を有しなくてもいゝといふ様なことが考へられた事もあつた。その謬見に對して幼稚園教育者は、學力に於て、少くも、尋常小學校本科正教員と同等以上でなければならぬと規定せられてゐるのである。直接に教科としては教へないとしても、無學なものに、大切な幼兒の知識の芽ばえを托せられないのは、言ふまでもない事である。

普通學力に對して、教育者たるべき特別教養として試験せられるものは、教育、保育の兩科である。教育は、教育、兒童心理、教授法及管理法の大要となつて居り、保育は、育兒法、保育法、保育項目に關する事項の實際となつて居る。之れ亦、文字の表面に於て、從來の保姆檢定と大差なしといへば大差ないのであるが、其の程度そのものは、從來の、准教員程度に比し、格段に高められなければならないのである。のみならず、試験項目としても、教育に於て、兒童心理が、特に擧げられて居り、保育、が

その内容を列擧して、一般の教育に對する獨立の一科として重要せられて居ることは、深く其の趣旨に基いて注意せられなければならないのである。

殊に、保育に就ては、幼稚園教育の中心研究であるに拘はらず、我國に於ては、從來甚だ研究が出来て居なかつたし、其の重要さの認められ方も足りなかつた。教育研究の極めて學的であるに比して、保育となれば稍や常識的のものゝ様に思はれたりして居た。その結果は、受験者に於ても、そう嚴密な研究的用意を必要としない風があり、試験者に於てさへも、漠然たる問題を要求するに止まつたりした。勿論、保育は理論知識といふよりも經驗知識たる性質を多く具ふるものであるが、今日の進歩せる保育研究の趨勢としては、決して、漫然たる斷片的經驗常識では満足出來ないのである。此の點、將來の幼稚園教育者を、眞に一個の専門實際家スペシヤリストとして重んじてゆく爲に、大に考慮しなければならぬ點である。親は、その慈愛と、教育の常識的理解とだけでもいゝかも知れないが、苟も、幼兒教育の一専門實際家として社會に立つに、そんな、おぼゞつばなことでは濟まない。今日以後、保姆檢定の試験官たるものは、此の點に充分嚴重な態度をとつて貰はなければならない。

三

無試験檢定に就ては五ヶ條の規定が定められてある。

一、小學校の本科正教員の免許狀を有する者

二、高等小學校を卒業したる者又は専門學校入學者檢定規定により、試験檢定に合格したる者若くは一般の専門學校入學に關し無試験檢定を受くる資格を有するものにして其の合格又は卒業後一年以上幼稚園に於て幼兒保育に従事したる者

三、専門學校入學資格を以て入學資格とする學校に於て一年以上幼兒の保育に適する教育を受けて卒業したる者

四、従前の規定に依り保姆免許狀を取得したる者にして三年以上幼稚園に於て幼兒の保育に従事したる者

五、其の他地方長官に於て特に適當と認めたる者といふことになつてゐるのである。

此の中、第四項は、主として、従前の規定によりて保姆免許狀を有する人々に對し適用せらるべきものであつて、所謂「従前の規定による保姆免許狀」の下附は、新幼稚園令が効力を有する日（本年五月十二日）以後に於て存續することがないのであるから、つまり、此の項は、現在を對象としての一時的、過渡期的のものに過ぎない。何故に特に、此の項が加へられてあるかといふことは別の問題として、將來の問題としては、何等重要な意義を有しないものである。具體的にいへば、何年かの將來に於ては、此の項は自ら不用に歸すべき性質のものである。故に、茲に吾人が考究しつゝある問題としては、除外

して置くも可なるものである。

第五項は、極めて適用の範圍の廣い茫漠たるものであるが、之れ亦、現在の過渡期に於て、適當なる適用のもとには、其の意義必ずしも淺からぬものである。又、將來としても、或は、斯くの如き一味の自由條項を置くことに、法令活用之妙もなしとしないかも知れない。しかし、之れが適用の濫用を避くべきは言を俟たぬことであつて、吾人は、地方長官の幼稚園教育に對する理解と尊重とを信頼することによりて、安心置くに止めるより外はない、また、我國の幼稚園教育の發達そのものによつて、此の條項の適用が、極めて嚴重なものになり、極めて高い標準のものにならざるを得ぬようにする外はないのである。

此の兩項を除けば、他の三項は、極めて明瞭なる概念のもとに解釋せられる。すなはち、之れを具體的に要約すれば、(イ)師範學校卒業者、(ロ)試験檢定による小學校の本科正教員資格者、(ハ)高等女學校卒業者若くは試験檢定或は無試験檢定によつて専門學校入學資格を有するもの(之れを納めていへば、高等女學校卒業以上のもといふことになる)にして、更に一年以上、幼稚園に於て幼児保育の經驗を有するもの、(ニ)右と同じ資格者にして、更に一年以上、幼児保育者たるに適する教育を受けし者、此の四種類の人が保姆たり得る譯である。之等の條項が、大體として一見明瞭なると共に、その一々の實際に於て、多くの考慮すべき點を有することは、恐らく何人と雖も直に心づくことであらう。

而して、その考慮を要する性質は、それ／＼の條項に於て各々違つた問題を構成するのである。

(イ)、師範學校卒業者が幼稚園保母たり得べきことは、保母の資格を小學校の本科正教員とする以上、當然のことである。また、師範教育の當然の内容に於て、理論上、それで當り前のことである。具體的にいへば、師範學校の教育は、一方に於て、國民普通教育者としての普通學と共に、教育者たるに必要なる教育の研究を具備し、殊に、師範學校令の正文に於て、その教科内に保育の一項を具へて居るのである。しからば、その教育内容は、當然、幼稚園教育者としても適當なる教養を與へて居る理屈なのである。しかしながら、今日の實際に於て、師範學校に於ける保育の研究は、少數の例外（逆のいひ方ながら）を除いては、極めて不充分なものである。時としては、殆んど、其の智識を與へられないことさへあるかも知れない位である。さなきだに少ない教科の教授時數の中で、教科書の終りの方に一寸書いてある保育が、教へられても不充分極まるものであるのに、況んや屢々省略せられたりするに於ておやである。殊に、今日の女子師範學校令では、附屬幼稚園を設置することが隨意になつて居るのである。多數の女子師範學校卒業生が、幼稚園教育者として適當な準備を與へられてゐないのは、遺憾ながら明かなことである。之れは、現今の教育學に於ける低學年の研究の趨勢に對しても不完全なことであるが、それで直ぐ立派に幼稚園保母たり得るといふことは、法文上の資格論は別として、實質的には不條理なことである。吾人は、幼稚園の制定と共に、女子師範教育の此點の缺陷が、當然考慮に上らなけ

ればならぬことを主張したいものである。

殊に實際問題として、師範學校卒業者にして、永く舊式の小學校教授法に慣れたものが、幼稚園保姆になつた時、幼兒教育の原理にそひ難きことのあるのは、往々にして幼稚園をも、其の人をも困惑せしめるものである。正しき教育原理の理解者ならば、そういふことはない筈に相違ないのであるが、それは理論であつて、必ずしも實際でない。法令に於て保姆を小學校の本科正教員と同一ならしめる以上、小學校の本科正教員をも實質的に保姆の資格あるものたらしめなければならぬ。それには、女子師範學校の教育に於ける考慮が第一急務なのである。そのためには、小學校教育者を低學年専門家と、高學年専門家とに分つ様なことも、現今の一つの問題になつて居ることであり、義務教育延長が實行せらるれば、その問題も一層必然性を加へて來るかとも思ふのであるが、それ等の細かい論は別として、さしあたり、今日の女子師範學校の教育が、保育の研究に力を入れることを必須のことと信ずるのである。

(ロ)、試験檢定によつて小學校の本科正教員の免許狀を有するが故に、資格上保姆たり得るものにしては、前項に於て述べたと同じ意味を、一層強調してはなければならぬのである。すなはち、小學校正教員の檢定試験が、必ず、保育を以て其の一科目の中に加へねばならぬこと、若し、それが不充分なる場合には、保育の一科目につき、保姆檢定試験と同一なる檢定を行つた上で、初めて、保姆たりとすること等を主張したのである。併し、今日又將來、試験檢定による小學校の本科正教員は、其の數

に於て、少ないのであつて、量的には（イ）の場合程大きい問題ではないかも知れないから簡単に止めて置く。

（ハ）、及び（ニ）は、高等女學校卒業程度以上を基礎標準として、その上に、特別に、幼稚園教育上の經驗（ハの場合）若しくは、保育に適する學校教育を條件とせるものである。之れを解釋すれば、普通學力に於て高等女學校程度以上にして、別に、保姆たる教養あるものといふことになる。而して、その保姆たるの教養を、實地經驗と、保育教育とに分けてあるのである。

此の二つの中、（ニ）の方が正態であるべきことは、何人も承認することであらう。その所謂『保育に適する教育』といふことが、どれだけの場合に於て考へらるべきかは種々の程度のあることであるが、兎に角、高等女學校卒業者が、師範學校第二部に於て師範教育を受けて、本科正教員たり得る制度と併行して、保姆たるべき専門教育を以て保姆を養成せんとするは、至當のことである。ところで、その問題は後に説くとして、一ケ年の幼稚園經驗を以て、保姆たり得ることには、多くの考慮の一層必要なるを思はざるを得ない。

勿論、此の條項の存置に就て、吾人は無諒解のものではない。現に、小學校の本科正教員免許狀も、同様の基礎に於て、一ケ年の小學校教育の實地經驗を以て一つの許可條件とせられてゐる以上、こゝに此の條項あるは法令上合理的のことである。單に法令上の合理性のみならず、教育に於ける實際經驗尊

重主義は、大に道理あることであつて、其の立法精神に於て、敢て全然同意し難きものではない。殊に此の條項あるによつて、既に高等女學校卒業以上の學力を有し、永く幼稚園保姆の經歷を有する多くの人々に對し、眞に保姆の資格を與へ得る意味に於て、此の條項の存置を意味ありとするものであるが、此の條項が適用上便宜なればなる程、(ニ)の條項に關聯して、機微の關係を生じないでもない。すなはち、高等女學校卒業程度以上の資格を證明せらるゝものが保姆たらんとするには、それに適當なる學校教育を受くると、然らずして、或は代用保姆の形式を以て、僅に一ケ年幼稚園に奉職すると、全く同じやうな結果になることである。之れは、其の人にとりては或は便宜なる途といふべきも、保姆養成教育の特殊的效果を必要と信するものにとつては、多少の危懼なきを得ないのである。殊に、その保育に従事せる幼稚園が、實質上如何なる幼稚園であるか、その保育に従事した方が如何なる實質であるかといふことは、實際の問題として、深く考慮せられなければならないことである。すなはち、法令は、之れを以て『保姆の無試験檢定を受くることを得』るの資格としてゐるだけで、之れを許可すると否とは、地方長官の權内にあることであるから、詳かに其の實際に就て、考慮せらるゝことの必要を主張し度いのである。法としては、其の適用範圍の狭きに失せざるを妙とすること勿論であるけれども、その適用の實際は、常に、問題の實質に就て嚴查を俟たなければならぬのである。

(ニ)、専門學校入學資格を以て入學資格とする學校に於て一年以上幼兒の保育に適する教育を受けて

卒業したるものといふことは、一見極めて明瞭なる條項の如くして、實は、極めて多様な場合を想像し得べき、複雑なるものである。之れを簡單卒直に解釋して、専門學校程度の保姆養成機關を卒業せるものと解すれば、問題は極めて簡明なことであるが、此の條項の性質上、その學校は必ずしも、特に保姆養成の目的のものに限らない。すなはち、此の條項の意味の中心は、その學校そのもの、性質如何といふことよりは、その學校にある間に『一年以上、幼兒の保育に適する教育を受けたるもの』といふ點にある。而して、その所謂、『幼兒保育に適する教育』とは如何なる程度のものに解せらるべきか。素より斯くの如き法文は、自由なる解釋に任せらるべきものでなく、當局は正しき解釋を示して一毫の謬りなきを期せらるゝに相違ないけれども、若しその規程が、單に保育に關係ある二三學科の條件に止まる如きことあらば、吾人の危懼は未だ除かれないのである。言ふまでもなく、學校は——殊に専門程度の學校は、其の各教科の外に、學校そのもの、綜合的目的による綜合的性質のあるものである。のみならず個々の教材よりも、却つて、其の方が、學校教育の効果の重要々素をなすものである。たとへば、實業専門學校は、其の個々の教科一つ／＼によつてよりは、學校全體の教育方針とでもいふものによつて、實業精神を養成するのである。此の意味に於て、單に、保育に關係ある二三の教科が挿入しあるといふのみで、如何なる學校からも、教育精神あるものを卒業せしめ得るものではない。教育精神なきものが如何に高級の教育を受けたからと、教育者になれるものではない。茲に、吾人の危懼の中心があるので

ある。すなはち、此の條項の適用にあつては、卒業免狀に、二三の保育關係教科目の列擧せられ居るといふが如き單純なる標準によることなく、該學校そのもの性質が、教育精神を養成するに適當せるものなるか、殊に、或種の技藝教育者を養成し得ても、國民普通教育者たる幼稚園保姆に適する學校生活を與ふるものなるか、此の點に於て、慎重に考慮せらるゝ必要を主張したのである。

四

之れを要するに、幼稚園令の規定は一方には、保姆を以て小學校の本科正教員に準せしめようとする資格上の要求と、一方には、幼稚園の普及のための考慮及び、現在幼稚園従事者に對する適用範圍のつとめて嚴に失せざらんとする考慮とより、保姆の實質については、全般として、稍々低き標準を以てせられたる感を免れぬ。此の結果は、吾人も亦深き同感と諒解とを以て見るものであつて、教育上の純理論の如く保姆實質の高上を、他に斟酌なく、理想的に、殊に即時的に、要求することは、法令といふものゝ性質上無理なことに相違ない。即ち、法令は、其の適用の最低標準を律するものであるからである。しかも、若し、此の法令の規定を、たゞ、最低標準に適用することのみにして、之れを、つとめて高き標準に於て解釋適用することがないならば、遺憾ながら、我國幼稚園保姆の實質——即ち必然に我國幼稚園教育の實質は、いつまで立つても高上進歩しないであらう。法令は常に最低限度を示す。之れに對して教育は、常に高上を生命とする。法令によつては、之れより以下の保姆なきを制限することが

出来る。上へ上へ一寸にても保母の實質を高上せしめ得るものは、教育そのもの、理想あるのみである。幼稚園令は保母の最低資格を、小學校本正教員の資格まで高めた。幼稚園保母の實質は、此の法令の適用を、幼稚園教育の理想を以て、少しでも高い標準に於て實現することによつてのみ期せられる。而してそれは、吾人の責任であり又義務である。(五月二十三日)

大分縣保育會總會

大分縣保育會第六回總會は五月二十六日より同二十七日まで同縣高田町成蹊幼稚園で開かれ、最も盛會でありました。總會に於ける協議題、談話題は左の通りであります。

協議 題

- 一、保母團體視察ヲナシテハ如何(日出)
- 二、幼稚園ニ於テ施スベキ團體訓練ノ程度如何(日出)
- 一、保育要目ノ編纂ヲ望ム(中津南部)
- 二、保母ニ教育上ニ關スル講演、講話等ヲ聽講セシムル機會ヲ多ク設ケラレンコトヲ望ム(中津南部)
- 一、觀察科ノ取り扱ヒ設備ヲ如何ニスルヤ(大分)
- 一、幼稚園令改正ニ供フ内容充實ノ要點如何(成蹊)

談話 題

- 一、幼稚園ニ於ケル衛生施設ノ狀況承リタシ(日出)
- 二、幼兒ノ喜ブ恩物、玩具、運動具等ノ種類ヲ承リタシ(日出)
- 三、幼稚園ニ於ケル間食給與ノ狀況承リタシ(日出)
- 四、幼稚園ト小學校トノ連絡狀況承リタシ(日出)
- 一、幼兒ノ身體檢査及其後ノ取扱ヒ方ヲ承リタシ(中津北部)
- 一、自由遊ビニ使用シテ井ル玩具ノ種類承リタシ(大分)
- 二、手技材料ニ自然物ノ如何ナルモノヲ使用セラル、ヤ承リタシ(大分)
- 一、保育上陥リ易シト認ムル缺點ヲ承リタシ(成蹊)